

「高齢者の交通安全の日」実施要領

1 目的

高齢者が関係する交通事故防止を図るためには、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者以外の世代において、高齢者の特性に関する理解を深め、高齢者に対する保護意識の醸成を図ることが必要である。

このため、高齢者の交通事故防止に取り組む日を設け、県、警察、市町、関係機関・団体、県民等が一体となって、意識の醸成を図る取組を展開し、高齢者の交通事故防止に取り組む。

2 実施日

毎月 10 日

3 主催

広島県交通対策協議会

4 名称

「高齢者の交通安全の日」とする。

5 実施事項

機 関 別	実 施 事 項
県 市区町	・ 広報紙，広報車，ホームページ等を活用した広報啓発活動 ・ 関係機関・団体等と連携した交通安全教育の推進 ・ 自主的な交通安全活動の支援
警察	・ 街頭活動を通じた運転者，歩行者への交通安全指導 ・ 高齢運転者ドック等，参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 ・ 運転免許証の自主返納制度等の周知
県・市町教育委員会	・ 朝礼，ホームルーム活動等の場を活用した広報啓発活動 ・ 高齢者に対する思いやりや見守りについての指導
道路管理者	・ 道路パトロールによる危険箇所の点検，交通安全施設等の点検整備 ・ 道路情報板等を活用した広報啓発活動
交通安全関係団体	・ 所属会員等への広報啓発活動 ・ 各種イベント等の機会を捉えた広報啓発活動
家庭・地域	・ 夜間等における反射材用品，ライト等の携行促進 ・ 高齢者に対する思いやりのある運転の促進
事業者	・ 朝礼，広報誌等を活用した従業員等への広報啓発活動 ・ 高齢歩行者・運転者に対する思いやり運転の実践
高齢者関係団体	・ 高齢者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 ・ 機関誌等による交通安全情報の提供
運転者	・ 高齢歩行者・運転者に対する思いやりのある運転の実践 ・ 高齢者自身の身体機能の変化に対する認識と安全行動の促進 ・ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の励行

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。